

# 事案一覧表

申請種別：乗合バスの上限運賃変更

平成26年1月21日  
自動車局旅客課

諮詢いたしたい事案

道北バス(株)（北海道・道北ブロック）  
旭川電気軌道(株)（北海道・道北ブロック）

## 目 次

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容	1
道 北 バ ス (株) (北海道・道北ブロック)	
申請事業者の概要	2
上限運賃改定申請の概要	3
参考資料	4
旭 川 電 気 軌 道 (株) (北海道・道北ブロック)	
申請事業者の概要	7
上限運賃改定申請の概要	8
参考資料	9
「説明及び意見を聞く会」の開催について	13

# 上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容



事業者名	道北バス(株)	旭川電気軌道(株)		
前々回改定実施年月日	平成5年10月1日	平成5年10月1日		
前々回平均値上率	7.1%	5.1%		
前回改定実施年月日	平成9年12月1日	平成9年12月1日		
前回平均値上率	4.9%	5.4%		
現行上限運賃と改定運賃の比較	現行上限運賃	申請上限運賃	現行上限運賃	申請上限運賃
特殊区間制運賃半区 (うち平成26年4月1日から の消費税率引上げ分)	160円	170円 (一)	160円	180円※ (一)※実施運賃は 170円
1区 (同上)	170円	190円 (一)	170円	190円 (一)
1区半 (同上)	190円	[2区] 220円 (10円)	190円	[2区] 220円 (10円)
2区 (同上)	200円		200円	
3区 (同上)	220円	240円 (10円)	220円	240円 (10円)
4区 (同上)	240円	260円 (10円)	240円	260円 (10円)
キロあたり賃率 (同上)	39円00銭	42円50銭 (1円10銭)	31円60銭	34円80銭 (0円80銭)
初乗り運賃 (同上)	150円	160円 (一)	150円	160円 (一)
平均改定率 (同上)	8.9% (2.7%)		10.6% (2.8%)	
申請年月日	平成25年12月6日		平成25年12月10日	
実施予定期		平成26年4月1日		

※運賃改定の申請があった事業者順に記載。

※上記の申請内容は、上限運賃の変更(引上げ)に係るもので、収支改善に係る改定に加え、平成26年4月1日からの消費税率引上げに係る改定を併せたものである。

※平成26年4月1日(予定)から実際に利用者から收受する運賃については、本申請の認可を受けた後の上限運賃の範囲内で設定・実施されることになる。

北海道・道北ブロック

道北バス(株)

(1)申請事業者の概要(平成24年度)

代表者名	資本金 (百万円)	株 主 (%)	事業収入ウエイト及び経常収支率			
			事業別	規 模	収入ウエイト	収支率
代表取締役社長 だいじょう しゅういち 大上 修一	90 百万円	1. 松本 神一 21.5 2. 旭川食糧(株) 16.7 3. 廣野 仁美 7.2 4. 菱田 健二 5.6 5. 長尾部品(株) 5.6	一般路線	146 両	79.3 %	86.6 % (95.3%)
			高速乗合	6 両	7.9 %	162.1 %
			一般貸切	14 両	8.7 %	119.1 %
			管理受委託		4.1 %	186.3 %
			全事業		100.0 %	94.3 % (101.8%)

※一般路線運送収入  
総従業員数  
配当額

1,388,183 千円  
260 名  
一 千円

※2( )内は補助金込み収支率

## (2) 上限運賃改定申請の概要

道北バス(株)

項目	現行運賃	申請運賃
普通旅客運賃 改定申請内容	特殊区間制運賃(旭川市内の特定路線) 半区160円、1区170円、1区半190円、2区200円、以後 1区増すごとに20円加算。  対キロ区間制      基準賃率      39円00銭  初乗運賃      150円  遠距離低減率      2.0 kmまで基準賃率の 2.00 倍  10.0 km をこえ 20.0 kmまで基準賃率の 0.90 倍  20.0 km をこえ 30.0 kmまで基準賃率の 0.80 倍  30.0 km をこえる部分      基準賃率の 0.70 倍	特殊区間制運賃(旭川市内の特定路線) 半区170円(0円)、1区190円(0円)、2区220円(10円)以後 1区増すごとに20円(10円)加算。  対キロ区間制      基準賃率      42円50銭(1円10銭)  <small>※( )内は、消費税率引上げ分で内数</small> 初乗運賃      160円(0円)  遠距離低減率      2.0 kmまで基準賃率の 2.00 倍  10.0 km をこえ 20.0 kmまで基準賃率の 0.90 倍  20.0 km をこえ 30.0 kmまで基準賃率の 0.80 倍  30.0 km をこえる部分      基準賃率の 0.70 倍
平均値上率	(前回改定)      4.9      % (前々回改定)      7.1      %	8.9      % <small>うち消費税率引上げ分 2.7 %</small>
備考	前回改定年月日      平成9年12月1日 前々回改定年月日      平成5年10月1日	申請年月日      平成25年12月6日

※現行定期運賃(1ヶ月)の計算方法 通勤:普通旅客運賃(基準運賃額) × 推定乗車回数(60回) × [ 1割引率(27.5%) ]

通学:普通旅客運賃(基準運賃額) × 推定乗車回数(60回) × [ 1割引率(40%) ]

## 道北バス(株)の上限運賃改定に係る参考資料

### I. 一般事項

#### 1. 今回の運賃改定の申請に係る地元の反響

旭川市では、条例(旭川市民の消費生活を守り高める条例第9条第1項)に基づき「バス運賃変更に伴う市民の意見を聴く会」を11/25(月)に開催、5名が意見陳述し、新聞1紙が申請予定について報道した。【別紙1-1~2、別紙3参照】

また、申請直後に旭川市を経由し、市記者クラブへプレス資料の投げ込みを行ったところ、報道機関2社から取材申し込み(1社は電話取材)があり、翌朝以降の紙面で新聞1紙が申請の事実を報道した。【別紙1-1参照】

なお、他の関係自治体には口頭で説明した。自治体からは説明の際に特段の意見等は無かった。報道やHPプレスリリース掲載について、利用者から大きな反響は無く、4月以降の区間運賃について数件の問い合わせが来ている程度。

#### 2. 住民の運賃改定に関する負担感等について

##### (1) 鉄軌道との比較(現行、改定後)

鉄道併行区間における乗合バス運賃は、JR宗谷本線旭川駅～新旭川駅間との比較で、現行1.00倍であり、改定後は1.10倍の見込み。

##### (2) エリア内各事業者の概要【別紙2参照】

### II. 会社の状況

#### 1. 経営方針としての乗合バス事業の位置づけについて

経常収入において乗合バス事業の全業に占める割合は87.2%で、そのうち一般バス事業は79.3%、高速バス事業は7.9%と一般バス事業は収入面では大きな柱となっているが、収益面では赤字基調の一般バス事業に対して、黒字の高速バス事業、貸切バス事業が内部補助を行い支えている実情にある。高速バス、貸切バス共に経営環境が厳しさを増しているため、一般バスの収支改善が喫緊の課題となっている。

#### 2. 今回の改定を契機とした合理化策について

中古車購入による車両購入費の抑制、デジタルタコグラフ導入によるエコドライブの実践等を行っている。

ダイヤ・運行面の効率化も課題であるが、これまでも一部時間帯の減便や系統の廃止を行っており、キロ当たりの輸送人員を改善しているが、過度の減便等は利用者離れに直結しかねないため、乗降区間や運行時間帯ごとのデータ集積を行い、効率的且つ利便性を損なわないダイヤ編成を行っていく。

### 3. 乗客サービスの充実、バリアフリー対策等快適なバス利用促進のための施策について

- (1) 今回の運賃改定にあわせて、インターネットによる詳細な時刻問合わせサービスの提供を開始予定。従前より行っている自社HPでの運行状況確認サービスの内容を充実させる。
- (2) これまでも中古車によるノンステップバス・ワンステップバスなどの導入を進め、中古車市場の供給不足で、良い車両は奪い合いになっている。運賃改定を機に新車の導入を検討していきたい。
- (3) 改定後の運賃はバス車内のみならず、ホームページ、バス停での主要区間の掲示等を通じてわかりやすい告知を進める。

### 4. 安全対策の基本方針について

- (1) 次の安全に関する基本方針等を掲げている。

#### I. 安全に関する基本方針

1. 安全確保の最優先がバス事業者の使命であることを深く認識し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力を尽くす。
2. 輸送の安全に関する法令及び関連する規定を遵守し、厳正かつ忠実に職務を励行する。
3. 安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行する。
4. 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

#### II. 安全重点施策

- ・「安全第一」「良質なサービス」をコンセプトに、利用者に信頼され親しまれるバスを目指している。

#### (2) 具体的取組み

- ・フロントサービスを担うドライバーと経営トップ、スタッフ部門により25人程度を1つの班とし、9つの班に分けた「班会議」を年4回開催しており、班内での事故・ヒヤリハット事例や接遇等、様々な問題点を提起して議論している。

- ・3年に1回の適性診断と併せて、損害保険会社で実施しているペーパーテスト「安全セルフ診断」を年1回行っている。乗務員の性格や運転の癖などを把握し、指導に役立てることでより安全な運転につなげている。
  - ・定期的に警察職員・損害保険会社から講師を招き、安全運転に関する講習、雪道での運転操作に関する研修を行っている。
  - ・車内外の映像と音声を記録できるダブルカメラのドライブレコーダーを全車に搭載しております。万が一の事故の時だけなく、事故を未然に防ぐための安全運転教育・防犯対策にも活用しています。
- (3) 経営トップ、スタッフ部門による添乗調査を不定期に行い、安全面、サービス面の質の向上に努めている。
- (4) 路線バスで使用していた車両を「エコ運転研修車」として自社改造し、燃料消費の少ない運転の仕方だけでなく、デジタルタコグラフで記録した運転データ等を用いた乗務員指導を行っている。

## 5. 直近年度における大きな事故

【重大事故】 人身事故 0 件

### III. 地方路線維持の状況

1. 赤字路線に対する対策、関係自治体との協働、連携の状況について
  - (1) 北海道運輸局との連携によるバス利用促進キャンペーン〔後援：北海道運輸局・旭川運輸支局〕
    - 「地域の足」確保キャンペーンの実施  
旭川運輸支局が主体となり、市内の企業や医療機関を訪問し、エコ通勤を主題としたバス利用促進の呼び掛けを行う。
  - (2) 旭川市と連携したバスの日イベント事業の実施〔後援：北海道バス協会・旭川地区バス協会・旭川運輸支局・旭川市〕
    - 毎年バスの日（9/20）を記念したイベントを開催、市中心部での車両展示、ノベルティ配布、グッズ販売を行っている。  
※上記(1)、(2)については、旭川電気軌道株と共に実施。

2. 地方自治体が行っている助成内容と自治体との協調について
  - ・路線の休廃止状況、みなし4条の状況、地方自治体による支援状況
    - ① 路線休廃止：平成25年3月31日に旭川空港線廃止
    - ② みなし4条路線：なし
    - ③ 地方自治体による支援状況：国庫補助路線に対する補助 72,720千円（道）  
※ 24年度 国庫補助路線10系統 72,720千円（国）

# 北海道・道北ブロック

## 旭川電気軌道(株)

### (1)申請事業者の概要(平成24年度)

代表者名	資本金 (百万円)	株 主 (%)	事業収入ウエイト及び経常収支率			
			事業別	規 模	収入ウエイト	収支率
代表取締役会長 とよしまひろみち 豊島 弘通	357 百万円	1. 光陽商事(株) 15.2	一般乗合	169両	63.5 %	95.9 % (97.1%)
		2. (有)旭友リース 14.9	一般貸切	19両	7.4 %	87.0 %
		3. (有)上川商事 14.9	不動産賃貸	一	29.1 %	154.0 %
		4. (有)エルヴ 14.9				
		5. 豊島 弘通 7.1	他			
			全事業		100.0 %	112.0 % (112.1%)

※ 一般路線運送収入 1,490,950 千円  
 総従業員数 315 名  
 配当額 35,700 千円

※2( )内は補助金込み収支率

## (2) 上限運賃改定申請の概要

旭川電気軌道(株)

項目	現 行 運 賃			申 請 運 賃		
普通旅客運賃 改定申請内容	特殊区間制運賃(旭川市内の特定路線) 半区160円、1区170円、1区半190円、2区200円、以後 1区増すごとに20円加算。  対キロ区間制 基準賃率 31円60銭 初乗運賃 150円			特殊区間制運賃(旭川市内の特定路線) 半区180円(0円)、1区190円(0円)、2区220円(10円)以後 1区増すごとに20円(10円)加算。 <small>※半区180円については、実施運賃170円</small> 対キロ区間制 基準賃率 34円80銭(0円80銭) <small>〔※( )内は、消費税率引上げ分で内数〕</small> 初乗運賃 160円(0円)		
遠距離低減率 2.0 km まで基準賃率の 2.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分 基準賃率の 0.70 倍			遠距離低減率 2.0 km まで基準賃率の 2.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分 基準賃率の 0.70 倍			
平均値上率	(前回改定) 5.4 % (前々回改定) 5.1 %			10.6 % <small>うち消費税率引上げ分 2.8 %</small>		
備 考	前回改定年月日 平成9年12月1日 前々回改定年月日 平成5年10月1日			申請年月日 平成25年12月10日		

※現行定期運賃(1ヶ月)の計算方法 通勤:普通旅客運賃(基準運賃額) × 推定乗車回数(60回) × [ 1割引率(27.5%) ]  
 通学:普通旅客運賃(基準運賃額) × 推定乗車回数(60回) × [ 1割引率(40%) ]

## 旭川電気軌道(株)の上限運賃改定に係る参考資料

### I. 一般事項

#### 1. 今回の運賃改定の申請に係る地元の反響

旭川市では、条例（旭川市民の消費生活を守り高める条例第9条第1項）に基づき「バス運賃変更に伴う市民の意見を聴く会」を11/25（月）に開催、5名が意見陳述し、新聞1紙が申請予定について報道した。【別紙1-1～2、別紙3参照】

また、申請直後に旭川市を経由し、市記者クラブへプレス資料の投げ込みを行ったところ、報道機関2社から取材申し込み（1社は電話取材）があり、翌朝以降の紙面で新聞1紙が申請の事実を報道した。【別紙1-1参照】

なお、他の関係自治体には口頭で説明した。自治体からは説明の際に特段の意見等は無かった。報道やHPプレスリリース掲載について、利用者から大きな反響は無く、4月以降の区間運賃について数件の問い合わせが来ている程度。

#### 2. 住民の運賃改定に関する負担感等について

##### (1) 鉄軌道との比較（現行、改定後）

鉄道併行区間における乗合バス運賃は、JR宗谷本線旭川駅～新旭川駅間との比較で、現行1.00倍であり、改定後は1.10倍の見込み。

##### (2) エリア内各事業者の概要【別紙2参照】

### II. 会社の状況

#### 1. 経営方針としての乗合バス事業の位置づけについて

貸切バス事業、不動産賃貸事業を兼業しているが、全経常収入における乗合バス事業の比率は63%となっており、収入面では大きな柱となっているものの、黒字確保できている路線は限られている。

全社的な収益面では不動産賃貸事業の黒字で支えられた形になっており、乗合バス事業の収益改善は当社が直面している重要な緊急課題である。

#### 2. 今回の改定を契機とした合理化策について

ダイヤ、路線運行について、一昨年導入したICカード式運賃収受システムの乗降実態数値を活用し、効率的な運行形態、乗客

にとって利用しやすい運行を目指している。朝時間帯の過密ダイヤと日中の閑散ダイヤとの連携を考慮したダイヤ形態をすすめることが重要で、過度の減便や路線の廃止による合理化ではサービスの低下を招き、乗降人員がさらに減少することになる。老朽化してきている車両の更新も進めていき、快適な運行サービスを提供できるようにするとともに、併せて、車輌修繕費用の抑制に期待する。デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーの導入で、一層のエコドライブ、安全運行を実践する。

### 3. 乗客サービスの充実、バリアフリー対策等快適なバス利用促進のための施策について

- (1) 全国に先駆けてノンステップ車両10台を導入後、現在までに乗合車両の半数となる83台のノンステップバスを導入しており、道内での保有率は非常に高い。今後も高齢者、乗降に不都合を感じるお客様に対しても乗降しやすい乗りやすいバスの充実を目指す。
- (2) 運賃の改定後の運賃はバス車内のみならず、ホームページ、バス停での主要区間の掲示等を通じてわかりやすい告知を進める。特にインターネットホームページはリニューアルを検討しており、旭川を初めて訪れた人、バスに乗り慣れていない方へも判りやすい、親近感あるものを目指す。メールによる質問にも積極的に回答する。
- (3) 小学生を対象としたバスの安全な乗り方教室を過去2回実施。今後も継続的に行う予定。(この教室は旭川運輸支局の協力によるもの)

### 4. 安全対策の基本方針について

- (1) 次の安全の基本方針等を掲げている。
  - I. 安全基本方針
    - ・輸送の安全に対する計画、実行、検証、改善のサイクルをまわし、輸送の安全こそが事業運営の根幹であることの意識を徹底する。
    - ・全社員が一丸となった取り組みとし、現場の声が届きやすい体制を構築する。
  - II. 安全重点施策
    - ・輸送安全の確保が最も重要だという意識を徹底する。
    - ・輸送の安全に関する費用支出、投資は積極的かつ効率的に行う。

- ・輸送安全に関する内部監査を実施し、必要な是正、予防措置をとる。
- ・輸送安全にかかる情報の連絡体制の確立、営業所（現場）と本社で情報を共有する。
- ・輸送安全にかかる教育、研修の計画を作成し、的確に実施する。

## (2) 具体的取組み

- ・営業所において所長、統括運行管理者の下、係員会議等の実施で各種安全に関する会議を実施し、安全に関する情報を共有して事故防止に努めている。
- ・事故防止委員会を組織し、乗務員間の指導なども実施している。
- ・安全に関する効果的な点呼の実施に努め、具体的な安全指導を実践している。
- ・外部講師を招いた全員参加型の教育を実施している。
  - ① 講義にとどまらずビデオを用いた討論型研修で参画意識を高め、効果的な研修を心がけている。
  - ② 運行管理者、整備管理者に対しても事故防止だけでなくクレーム対応技術など研修会を実施した。
- (3) 乗務員指導については、添乗による実態調査を不定期に実施し、運転面、接客面などサービスの向上に努めている。
- (4) 四季の交通安全運動期間中、午前6時より早朝点呼を実施し、社長参加による点呼で安全の確認・指導を行っている。

## 5. 直近年度における大きな事故

【重大事故】 人身事故0件

## III. 地方路線維持の状況

1. 赤字路線に対する対策、関係自治体との協働、連携の状況について
    - (1) 北海道運輸局との連携によるバス利用促進キャンペーン〔後援：北海道運輸局・旭川運輸支局〕
      - 「地域の足」確保キャンペーンの実施  
旭川運輸支局が主体となり、市内の企業や医療機関を訪問し、エコ通勤を主題としたバス利用促進の呼び掛けを行う。
    - (2) 旭川市と連携したバスの日イベント事業の実施〔後援：北海道バス協会・旭川地区バス協会・旭川運輸支局・旭川市〕
      - 毎年バスの日（9/20）を記念したイベントを開催、市中心部での車両展示、ノベルティ配布、グッズ販売を行っている。
- ※上記、(1)、(2)については、道北バス㈱と共に実施。

2. 地方自治体が行っている助成内容と自治体との協調について

・路線の休廃止状況、地方自治体による支援状況

① 路線の廃止 なし

② 地方自治体による支援状況：旭川市生活交通路線維持対策費補助 5,052 千円（旭川市単独補助）

国庫補助路線に対する補助 7,656 千円（道）

※ 平成 24 年度 国庫補助路線 1 系統 7,656 千円（国）

## 趣 旨

国土交通省自動車局では、道路運送法第9条第1項に基づき事業者から申請された乗合バスの運賃改定事案(以下「申請事案」という。)について適正な審査を行うことを目的として、当該申請事案に係る乗合バス路線の利用者から意見を聞くため、「説明及び意見を聞く会」を開催することとしています。

これは、消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成24年7月20日一部改定)において、「公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保」が明記されるなど、運賃改定審査の過程で、可能な限り公聴会の場を設定することが求められていることを踏まえ、実施しているものです。

## 消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成24年7月20日一部改定)(抜粋)

【具体的施策】1(2)ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
67-2	<p>公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組みます。</p> <p>② <u>公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保</u></p>	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等所管省庁	速やかに着手し、継続的に実施します。

# 旭川市内乗合バス事業者の運賃改定申請事案に係る「説明及び意見を聞く会」の開催について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

北海道運輸局同時配布

平成26年1月10日  
自動車局  
旅客課

## 旭川市内乗合バス事業者の運賃改定申請事案に係る 「説明及び意見を聞く会」の開催について

国土交通省自動車局では、道路運送法第9条第1項に基づき事業者から申請された乗合バスの運賃改定事案（以下「申請事案」という。）について適正な審査を行うことを目的として、当該申請事案に係る乗合バス路線の利用者から意見を聞くため、「説明及び意見を聞く会」を開催することとしています。

今般、昨年12月に申請が行われた道北バス㈱（12/6申請）及び旭川電気軌道㈱（12/10申請）の申請事案に係る「説明及び意見を聞く会」（事務局：北海道運輸局自動車交通部旅客第一課）を下記のとおり開催することとしましたので、お知らせします。

なお、本会は公開で行い、傍聴が可能です。

記

### 1. 実施日時・場所

日 時：平成26年1月24日（金）18:00～

場 所：旭川市民文化会館 第二会議室（別紙1参照）  
旭川市7条通9丁目 Tel 0166-25-7331

### 2. 対象者

利用者

### 3. 開催内容

- 申請事業者（道北バス㈱、旭川電気軌道㈱）から参加した利用者に対する申請事案の内容の説明
- 参加した利用者からの意見の陳述（事務局による書面提出意見の読み上げを含む。）

### 4. 参加申込方法（利用者向け）

- 意見を述べようとする方又は傍聴を希望する方は、参加申込票（別紙2）を記入し、FAX、郵送又はE-mailでお申し込みください。  
※戴いた情報については、利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

### 5. 書面による意見提出方法（利用者向け）

- 書面による意見を提出する方は、次の事項を添えて、FAX、郵送又はE-mailで提出してください。

#### 【必要項目】

- ①住所
- ②氏名
- ③電話番号
- ④意見

※戴いた情報については、利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

Press Release

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

### 6. 申込・提出先

〒060-0042  
札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎6階  
北海道運輸局 自動車交通部 旅客第一課  
【FAX】 011-290-2704  
【E-mail】 jidoushakotsu-b52x5@hkt.mlit.go.jp

### 7. 申込・提出期限

平成26年1月22日（水）17:45まで  
(郵送の場合は平成26年1月22日（水）必着分まで)

### 8. 発言時間

意見を述べる時間は1人5分程度とさせていただきます。  
※本会は、広く利用者の意見を聞く場ですので、討論にわたる発言はご遠慮願います。

### 9. 取材申込方法（マスコミ向け）

取材を希望される場合は、取材登録票（別紙3）を記入し、平成26年1月22日（水）17:00までに以下の問い合わせ先（事務局）に、FAX又はE-mailでご登録ください。  
【FAX】 011-290-2704  
【E-mail】 jidoushakotsu-b52x5@hkt.mlit.go.jp

### 10. ご意見の取扱い

「説明及び意見を聞く会」で陳述された利用者からの意見及び書面提出意見については、今後予定されている、国土交通大臣の諮問機関である運輸審議会の審議の際に、自動車局旅客課から報告いたします。

【問い合わせ先（主催者）】 国土交通省自動車局旅客課 高橋、中村  
TEL : 03-5253-8111 (内線: 41232、41234)  
03-5253-8571 (直通)  
FAX : 03-5253-1636

【問い合わせ先（事務局）】 北海道運輸局自動車交通部旅客第一課  
佐藤、久原  
TEL : 011-290-2741 (直通)  
FAX : 011-290-2704

プレス発表に加えて、旭川市及び関係自治体4市12町のHPにおいても広報を実施。